

## Ⅵ 障害等のある受験者に対する合理的配慮について

本学では、障害等のある受験希望者からの入学試験における合理的配慮の提供に関する相談を常時受け付けています。下の様式を用いて、法学部の教務掛へ連絡してください。

相談の内容によっては対応に時間を要することがありますので、原則として12月末までに連絡してください。また、不慮の事故等で1月以降に相談が必要となった場合も、できるだけ早くに法学部の教務掛へ連絡してください。

(様式) A4 判縦

平成 年 月 日

京都大学〇〇学部長 殿

氏名(ふりがな)・性別・生年月日  
連絡先(住所・電話番号・メールアドレス等)  
出身学校名・卒業/卒業見込み年月(高卒認定の場合、  
認定試験合格/合格見込み年月)

京都大学〇〇学部に入학을志願したいので、下記のとおり事前に相談を希望します。

記

1. 志望する学部・学科, 受験科目
2. 障害等の種類, 程度
3. 受験上希望する配慮事項
4. 添付書類
  - ・医師の診断書
  - ・大学入試センター試験受験上の配慮事項決定通知書(写)(通知を受けている者)
  - ・その他, 相談する際に必要と思われる参考資料

例) 障害者手帳(写), 検査結果(写), これまでの教育機関における配慮事項,  
日常生活の状況 など

※本学では、受験上の配慮とともに、修学上の配慮に関する相談も受け付けています。修学上の配慮について、受験上の配慮とあわせて相談する場合は、希望する配慮事項を別紙(A4判縦、様式自由)に記載して、上記様式に添付してください。修学上の配慮に関する相談は、合格発表後あるいは入学後でも構いませんが、対応に時間を要することがありますので、できるだけ早くに法学部の教務掛に連絡してください。

※個人情報については、[独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律]及び[京都大学における個人情報の保護に関する規程]に基づいて取り扱います。